平成２５年（フ）第６０号
岩手県北上市村崎野14地割51番地17　コーポ旭ヶ丘201号、旧住所岩手県北上市鍛冶町２丁目10番27号　嶋正アパート103号
債務者　八重樫　博
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６２号
岩手県花巻市下幅12番４号　Ｃ号、旧住所岩手県花巻市桜台１丁目９番13号　グリーンハイツ８号
債務者　山田　富勝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１９４０号
大阪市浪速区元町２丁目12番16号　池浦マンション東Ｂ３号
債務者　佐伯　宏子（旧姓谷田）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５８号
大阪市北区西天満６丁目８番８―502号
債務者　山口　充洋
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６７号
大阪市住吉区上住吉２丁目２番32―402号
債務者　吉岡　千穂（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９８号
大阪市城東区鴫野東２丁目27番10号
債務者　多田羅勇一郎
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６３号
大阪府箕面市西小路４丁目９番14号
債務者　宮本　純子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２０号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目16番15号
債務者　草部　章次
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４２号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目11番地20303
債務者　野々宮悦夫
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５２号
大阪市城東区諏訪４丁目１番16号　メゾン深江501
債務者　室　　直志
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９０号
大阪市此花区梅香２丁目16番６号　田村ハイツ303号
債務者　酒井　章裕
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０１号
大阪府豊中市北条町３丁目12番13号
債務者　岩﨑　　司
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５８号
大阪府四條畷市岡山東１丁目５番12号
債務者　中間　秀敏
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９９号
大阪府東大阪市岩田町１丁目２番８号　カサベルデ岩田206号、前住所大阪府東大阪市本庄東１番43号
債務者　黒田　辰廣
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０９号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番14―108号
債務者　竹内眞由美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３号
徳島市八万町内浜６番地
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０８号
徳島県小松島市中田町字池ノ内１番地の６
債務者　明石貴実子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部